

保護者の皆様

大津市立日吉台小学校

校長 石田 昌彦

非常変災の時（「特別警報」および「暴風警報」発令）における措置について（確認）

向夏の候、保護者の皆様には、平素より本校の教育活動に深いご理解とご支援をいただき、ありがとうございます。

気象情報によると、台風の接近が予想されています。下記のように非常変災時の措置についてお知らせさせていただきますので、十分に目を通していただき、その措置についてご理解とご協力をお願いいたします。

記

「暴風を含む警報」および「特別警報」発令時の措置

- ① **午前7時において、県内に「暴風を含む警報」が発令中の場合、または、大津市南部に「特別警報」が発令中**の場合、**臨時休校**となります。

注1) 「臨時休校」のテレビのテロップやラジオ放送はありません。

注2) 午前7時以降に、警報が解除になっても終日休校となります。

注3) tetoruでの配信は行いません。

- ② **登校後に、上記の警報が発令された**場合は、状況に応じて適切な指導・対応の上、**終業時刻を繰り上げて原則集団下校**します。その際は、tetoruで配信します。

注1) このような事態が予想される場合は、保護者の所在や連絡先を明確にし、tetoruの確認をお願いします。

注2) 状況により、給食をとらないで下校することもあります。

注3) 保護者が学校へ迎えに来られる際は、原則徒歩で来校いただき、各教室での確実な引き渡しにご協力ください。

注4) やむを得ず、車で来られる際、路上駐車は危険ですのでお控えください。

「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」および「暴風警報」発令前の特別措置

- ・ **午前7時以前の段階においても、上記の警報が発令が必至と判断される**場合、児童の安全確保のため、関係機関と協議の上**上記の①②と同様の措置**をとることがあります。

この際の対応については、tetoruで配信します。

- ◆警報が発令されていなくても、発令が予想されたり、登下校時に危険が伴うと予想されたりする場合があります。

その他の警報（大雨、洪水、大雪等の警報）発令時の措置

- ・原則、臨時休業や始業時刻が繰り下げになることはありません。
- ・状況を判断し、児童の安全確保のため、関係機関と協議の上、上記①②の措置をとることもありますが、連絡がないかぎり通常通り登校してください。
- ・土砂災害警戒情報が発表されている場合、または、避難情報が発表され本校に避難所が開設されている状況が発生している場合は、必要に応じて臨時休業又は、始業時間の繰り下げの措置をとることがあります。
この際の対応については、tetoru で配信します。

地震発生時の措置

- ・前日の児童の下校完了時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）に、大津市において**震度5弱以上**を観測した場合は、その日は臨時休業となります。

◆ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、平常どおりの授業を行います。その際には tetoru で配信します。

武力攻撃事態等の措置

- ・前日の児童の下校完了時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）に、大津市国民保護計画による**武力攻撃事態等による警報**の伝達が、大津市から市民に対してあり、その警報が解除されていない場合は、その日は臨時休業となります。

◆ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、平常どおりの授業を行います。その際には tetoru で配信します。